

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の服務の宣誓に関する条例

昭和55年3月24日  
組合条例第13号

改正 平成17年3月18日組合条例第68号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓について必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年3月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月18日組合条例第68号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める。日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

平成 年 月 日

氏名

Ⓜ